

## 米子市監査委員告示第4号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月11日

米子市監査委員 野坂正史  
米子市監査委員 植田昭  
米子市監査委員 中田利幸

#### 1 監査の種類

定期監査

#### 2 監査の対象

(1) 営繕課

(2) 住宅政策課

#### 3 監査対象の概要

(1) 営繕課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 建築物に係る建築主体の設計及び監督に関すること。

イ 建築物に係る電気設備及び機械設備の設計及び監督に関すること。

また、令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年12月末日現在）は、別表1のとおりであった。

(2) 住宅政策課の課及び担当の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 総合的な住宅政策に関すること。

イ 空家等対策の推進に関すること。

ウ 市営住宅に関すること。

エ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の規定に基づく事務に関すること。

また、令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年12月末日現在）は、別表2のとおりであった。

#### 4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

#### 5 監査の実施内容

##### (1) 監査の範囲

主として令和3年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

##### (2) 監査の期日

令和4年2月22日

##### (3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

##### (4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

#### 6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

##### (1) 営繕課

###### ア 予算の執行と経理事務

(ア) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 収入に関する事務については、適正に処理されていた。

(ウ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(エ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(2) 住宅政策課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 旅行に関する事務については、旅行命令書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 使用料及び手数料においては、適正に処理されていた。

b 国庫支出金においては、適正に処理されていた。

c 県支出金においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 諸収入においては、適正に処理されていた。

(ウ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 補償、補填及び賠償金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(サ) 時間外勤務に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 公有財産の管理事務

(ア) 公有財産の整備に関する事務については、住宅政策課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合しないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 行政財産の使用許可に関する事務については、行政財産使用料の額の算定を誤っているものがあったので、米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。なお、当該行政財産使用料は、精算済みである。

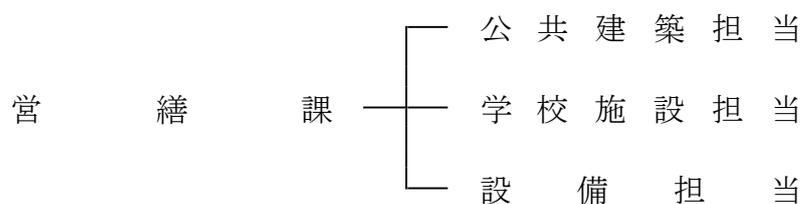
また、行政財産の使用許可をしないと決定した旨及び理由を、書面により通知していないものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

#### ウ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、郵便切手類出納（受払）簿を備えていなかったため、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

別図1 組織図（営繕課）



別表1（営繕課）

令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年12月末日現在）

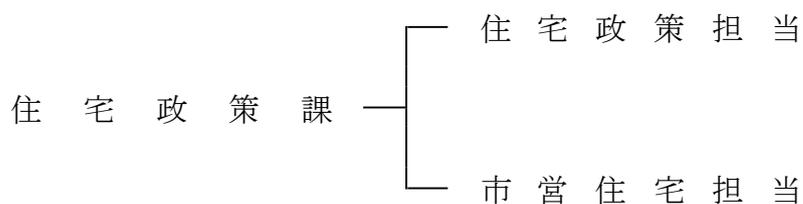
歳入 (単位：円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
雑入	104,000	9,325	9,325	0	9.0	100.0
合計	104,000	9,325	9,325	0	9.0	100.0

歳出 (単位：円・パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
都市計画総務費	176,121,000	143,484,796	142,140,680	33,980,320	80.7	99.1
合計	176,121,000	143,484,796	142,140,680	33,980,320	80.7	99.1

別図2 組織図（住宅政策課）



別表2（住宅政策課）

令和3年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和3年12月末日現在）

歳入

（単位：円・パーセント）

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
土木使用料	276,564,000	279,009,937	194,626,562	84,383,375	70.4	69.8
土木手数料	235,000	77,150	77,150	0	32.8	100.0
土木費国庫補助金	101,127,000	133,088,000	0	133,088,000	0.0	0.0
土木費県補助金	5,566,000	3,721,250	2,305,000	1,416,250	41.4	61.9
土木費委託金	543,000	543,000	543,000	0	100.0	100.0
雑入	28,686,000	23,505,231	17,920,221	5,585,010	62.5	76.2
土木債	127,400,000	0	0	0	0.0	—
合計	540,121,000	439,944,568	215,471,933	224,472,635	39.9	49.0

歳出

（単位：円・パーセント）

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
住宅管理費	228,415,000	177,695,721	146,783,673	81,631,327	64.3	82.6
住宅建設費	224,897,000	217,921,494	87,154,694	137,742,306	38.8	40.0
合計	453,312,000	395,617,215	233,938,367	219,373,633	51.6	59.1